



近江八幡市
市制10周年

市政功労者を表彰します

市政の発展や公共の福祉、教育、文化、スポーツ、ボランティア活動など、さまざまな分野でご活躍いただきました68人・1団体の皆さんのお名前と功績内容をご紹介します。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、表彰式は延期しています。ご理解のほどよろしくお祈いします。
(敬称略・順不同)

問 秘書広報課 TEL(36)5523・FAX(32)2695

- 表彰状**
地方自治の振興、児童・生徒の健全育成、観光・商工業の発展などに貢献し、その功績が特に優れたもの
- ▼自治功労表彰
高木健三／市議会議員
井上伊織／市議会議員
塩田善彌／市議会議員
園田新一／市議会議員
井狩光男／市議会議員
池上知世／市議会議員
川崎益弘／市議会議員
加藤昌宏／市議会議員
橋博／町議会議員・市議会議員
青山孝／自治会長、市連合自治会長
竹井弘至／自治会長
西山茂男／自治会長
中村明彦／自治会長
二村實／自治会長
国際ソロプチミスト近江八幡
／多額の寄附金や寄附物品
安田惣左衛門／合併協議会委員等
高木功／多額の寄附金
南英市／市歌の作曲等
大林傳治／固定資産評価審査会委員
中田幸雄／消防団員
池田秀夫／消防団員
木村賢二／消防団員
西孫司／消防団員
稲葉博／消防団員
塩谷昌司／消防団員
小川平一／消防団員
中川源市／消防団員
村田裕彦／消防団員
福本進／消防団員
小西勉／消防団員
小西良明／消防団員
中西正一／消防団員
今井博章／消防団員
中島均／消防団員
草村稔／農業委員、農業委員会会長

- ▼保健衛生功労表彰
高田克重／学校歯科医
井田治彦／学校歯科医
水原寿夫／校医
富永章一／学校歯科医
頼住一／校医
- ▼産業功労表彰
森嶋篤雄／近江八幡観光物産協会役員
田中正一／近江八幡商工会議所役員
東康彦／安土町商工会役員
武田吉一／安土町商工会役員
- ▼教育文化功労表彰
加納隆／市スポーツ協会会長等
- 感謝状**
茶野初美／地域自治協議会委員等
茶野松雄／安土墓地公園管理委員
石川勝／安土墓地公園管理委員
樋口ひとみ／キャラクター「赤コン君」の作者
石塚良枝／健康推進員
植田貴代子／健康推進員
川口亮子／健康推進員
川瀬英子／健康推進員
川村妙子／健康推進員
久郷秀子／健康推進員
澤田ゆり子／健康推進員
富岡早苗／健康推進員
苗村節子／健康推進員
西川トミエ／健康推進員
堀井律子／健康推進員
森久美／健康推進員
山田律子／健康推進員
井上善一／健康推進員
河野和樹／健康推進員
田中弘／健康推進員
田中寛／健康推進員
山本正弘／健康推進員
清水保吉／健康推進員
山本昌仁／健康推進員

お祝いのメッセージやお花をいただきました！

- 近江八幡建設連合会
滋賀銀行
関西みらい銀行
京都銀行
イタリアマントヴァ市



市役所1階ロビーで披露させていただきました。ありがとうございました。



市庁舎整備に関するお知らせ

問 市庁舎整備推進室
TEL(36)5577・FAX(32)2695

現本庁舎の耐震改修工事を行います

令和2年3月に策定しました市庁舎整備基本計画において、新たな庁舎は現本庁舎の敷地内に建設し、新庁舎が完成する令和5年度までは、現本庁舎を継続的に活用することとしています。

しかしながら、現本庁舎は、建設後50年近くが経過しており、耐震診断の結果がIS値110・28(最小値)

耐震補強後



現状



※市庁舎整備に関する情報は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

※IS値とは、建物の強度や変形能力、粘りなどを考慮した構造耐震指標のことです。

と耐震基準を満たしていません。大規模地震が発生した際には大きな被害を受ける可能性が高いため、来庁者や職員の安全確保、行政機能の維持や継続性に課題があります。そのため、耐震補強に必要な設計業務や請負工事を一括発注し、秋頃から工事着手し、令和2年度中に完成する予定です。この工事は、市役所の業務を継続しながら、来庁者や窓口サービスに支障がないように配慮しながら行います。

お知らせ伝言板

HP: ホームページ
ID番号

新型コロナウイルスの感染を防ぐために

問 健康推進課 TEL(33)4252・FAX(34)6612

3つの **密** を避けましょう

クラスター(集団)の発生を防止するため、次の3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

換気の悪い **密閉空間**

多数が集まる

密集場所

間近で会話や発声をする

密接場面

身のまわりを清潔にしましょう

石けんやハンドソープを使って丁寧に手を洗いましょう

- 手洗いなし 残存ウイルス 約 100 万個
- 石けんで 10 秒もみ洗い後、流水で 15 秒すすぐ
 - 1 回 残存ウイルス 約 0.001% (数十個)
 - 2 回 残存ウイルス 約 0.0001% (数個)

食器、ドアノブ、手すりなど身近な物の消毒は熱水や塩素系漂白剤が有効です





**令和3年
成人式実行委員を募集します**

申・問 生涯学習課 TEL(36)5533・FAX(36)5565
 045000@city.omihachiman.lg.jp

新成人の門出を祝う成人式の実行委員を募集します。一生に一度の思い出に残る成人式を自分たちの手で創りあげてみませんか？
 友人を誘っての参加も大歓迎です。
対象 令和3年新成人（平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ）
 で、会議（10月から1月までの全10回程度、午後7時頃から開催予定）に出席できる人、または、成人式の企画・運営をしてみたい人（年齢不問）



内容 成人式（記念式典、アトラクション）の企画・運営など
申込締切 6月30日(火)
申込方法 住所・氏名・電話番号を電話またはファックス、Eメールでお知らせください。
【令和3年の成人式】
 令和3年
1月10日(日) 午後2時～



各種調査にご協力ください

問 企画課
 TEL(36)5527・FAX(32)2695

▼工業統計調査 HP13770
 本調査は、国内の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく重要な統計調査です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査票へのご回答をお願いします。
調査時点 6月1日
回答期間 5月11日～6月30日

▼国勢調査 HP13780
 本調査は、統計法で最も重要な統計調査です。国籍に関係なく、国内に住んでいるすべての人が対象となります。
調査時点 10月1日
回答期間 9月14日～10月7日



**国民年金保険料
産前産後免除制度をご存知ですか？**

問 保険年金課
 TEL(36)5502・FAX(33)1717
 安土末来づくり課
 TEL(46)7206・FAX(46)6146
 草津年金事務所国民年金課 TEL077(567)2220

産前産後の期間は保険料が免除されます。認められた期間は納付済み期間として、老齢基礎年金に反映されます。
対象 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人
免除期間 単胎妊娠／出産（予定）日の前月から4カ月間
 多胎妊娠／出産（予定）日の3カ月前から6カ月間

※出産とは妊娠85日以上の出産
持ち物 年金手帳またはマイナンバーが分かるもの、印鑑、出産（予定）日が分かるもの など
届出期間 出産予定日の6カ月前から（出産後も申請可）
その他 保険料を前納されている場合、産前産後期間の保険料は返金されます。なお、保険料が免除されますが、付加保険料は納付できます。

**新型コロナウイルス
市役所窓口での感染防止対策にご理解をお願いします**



新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市役所の窓口カウンターにビニールシートを設置しています。皆様のご理解をお願いします。



**令和2・3年度の
後期高齢者医療制度の保険料率変更のお知らせ**

問 保険年金課 TEL(36)5751・FAX(33)1717
 HP 7196

◆保険料率（年額）

区分	保険料率	
	改正前	改定後 (令和2・3年度)
被保険者均等割額	43,727円	45,512円 ①
所得割率(※)	8.26%	8.70% ②
年間保険料上限額	62万円	64万円

※所得割の額計算方法
 総所得金額などから基礎控除33万円を差し引いた金額×上記の割合

～新しい保険料の額は
7月に郵便でお知らせします～

年間保険料額は均等割額①と所得割額②の合計です。詳細は、市ホームページをご覧ください。保険料額決定のお知らせと同封の案内をご覧ください。

保険料の軽減制度が変わります

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の場合、世帯の所得水準に合わせて均等割額が軽減されます。
 ●均等割額が**7割軽減**となる人
 世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で、公的年金の控除額を80万円として計算した場合、各種所得が0円となる人
 ●均等割額が**7.75割軽減**となる人
 世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で、上記に該当しない人

●均等割額が**5割軽減**となる人
 被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額などが「基礎控除額(33万円)＋「28.5万円×世帯の被保険者数」を超えない人
 ●均等割額が**2割軽減**となる人
 被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額などが「基礎控除額(33万円)＋「52万円×世帯の被保険者数」を超えない人



**パソコン・古着・羽毛布団を
無償で引き取ります**

問 環境課
 TEL(36)5509・FAX(36)5882



家庭でなくなったパソコン・古着・羽毛布団を引き取ります。パソコンは、市役所やコミュニティセンターなどにある回収ボックスに入らない大きさのものも引き取ります。衣類は燃えるごみや地域の集団回収、羽毛布団は粗大ごみとして処理できますが、可能な限りリサイクルにご協力をお願いします。

○衣類（古布・タオル・Tシャツ・着物・毛布など）
 ○羽毛布団（ダウン割合50%以上の羽毛布団）
持ち込み時の注意事項
 ・対象品目でないものはお持ち帰りいただけません。
 ・一度引き取ったものは一切返却できません。
 ・市内の家庭から排出されたものに限ります。業務用は対象外です。
 ・自宅の鍵や貴重品などが混入する事案が多発していますので、確認してから持ち込んでください。

日時 6月6日(日) 午前8時～正午
 場所 旧市民病院跡地駐車場（市文化会館北向かい）
対象品目
 ○パソコン（ワープロ、パソコン周辺機器含む）
 *個人情報をご自身で消去してください。パソコン製造メーカーに処分依頼をすることもできます。



安土町地域自治区を終了



平成22年3月21日に旧近江八幡市と旧安土町が合併したことにより、合併協定項目の新市における協議や調整をはじめ、安土町地域住民の思いを行政に伝える役割を担う「安土町地域自治区」が設置されましたが、合併特例法により令和2年3月31日を以って終了しました。

この間、歴代委員の皆様をはじめ、住民と行政との連携強化にご尽力賜りましたすべての皆様に、お礼申し上げます。

※10年を総括した「地域協議会だより」を市ホームページに掲載しています。[HP] 13520

問 安土未来づくり課 TEL(46)3141・FAX(46)5320



10月1日施行 屋外広告物条例を制定しました

申・問 都市計画課
TEL(36)5510・FAX(32)5032

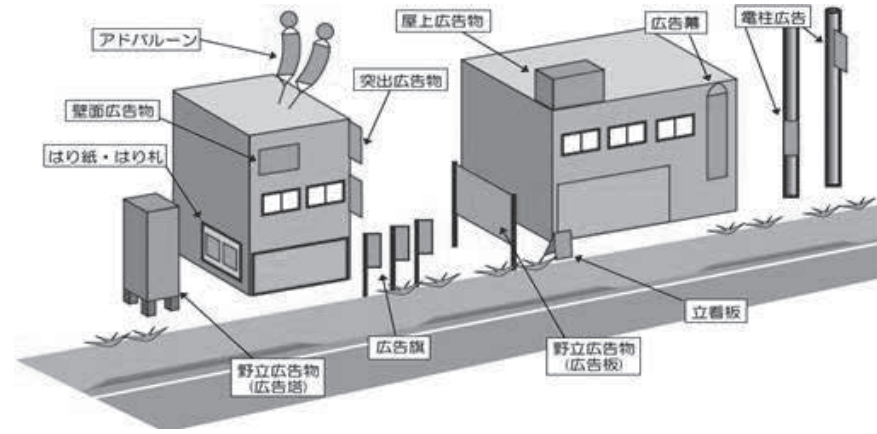
屋外広告物の規制については、本市の風景づくりに見合ったものとするために、規制区域の見直しや各地域に応じた基準を定めました。この条例は、「良好な景観の形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的としています。

規制地域や基準などについては、改めて周知します。また、屋外広告物を掲出する場合は、条例に基づく手続きが必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

屋外広告物とは？

次の要件を満たすものが該当します。

- ① 屋外に設置されるもの
- ② 公衆に向けて表示されるもの
- ③ 常時または一定期間継続して表示されるもの



特別弔慰金が支給されます

申・問 福祉政策課
TEL(36)5585・FAX(32)6518

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在で公務扶助料などの年金給付の受給権者がいない場合、次の順番により先順位の遺族に支給します。

- ① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ② 戦没者などの子
- ③ 戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わる）

④ 上記以外の戦没者などの三親等内の親族（おじ、めいなど）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限る。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 令和5年3月31日まで

請求場所 福祉政策課、安土未来づくり課

※請求手続の際に、戦没者の氏名、死亡時の本籍、遺族の状況などを伺いますので、事前にご確認ください。



6月1日は 「人権擁護委員の日」です

問 人権・市民生活課
TEL(36)5881・FAX(36)5553・HP7284

人権擁護委員は、市長の推薦を受けて法務大臣から委嘱され、皆さんに人権に対する理解を深めてもらうための啓発や人権相談などの活動を行っています。

全国人権擁護委員連合会は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に人権擁護委員の活動を広く啓発するとともに、全国一斉特設人権相談所を開設しています。

特設相談所を開設します

(相談無料・秘密厳守)

場 日 6月1日(月) 午後1時～4時
市役所2階会議室
安土町防災センター1階
消防司令室

※人権擁護委員による人権相談は、5月は電話での相談のみ受け付けています。
日時は、広報または市ホームページをご覧ください。

やさしいにほんご Vol.2 Yasashii Nihongo

「やさしい日本語」を使うためのポイント

今月は、2つのポイントを押さえましょう。

◆文は短くする

一つの文に入れる情報は、1つか2つに絞りましょう。

例) 燃えるごみの日は、水曜日と土曜日なので、朝8時までにゴミステーションに出してください。
↓
燃えるごみの日は、水曜日と土曜日です。
朝8時までにゴミステーションに出してください。

◆簡単な言葉を使う

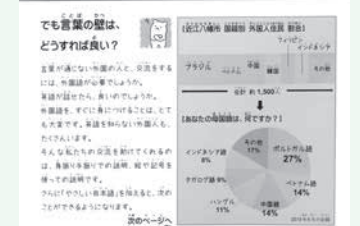
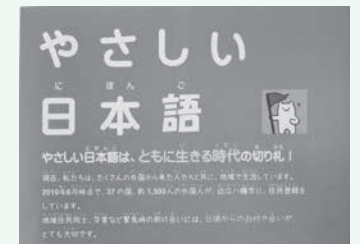
漢字には、ふりがなをつけましょう。

例) 飲食禁止
↓
ここで、食べ物を、食べないでください。
ここで、飲み物を、飲まないでください。



問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553

リーフレットで 12のポイントを紹介しています



「やさしい日本語」リーフレット
(発行/ (公財) 近江八幡市国際協会)

本庁舎1階情報公開コーナーに置いているほか、国際協会ホームページからもダウンロードできます。

人権擁護委員の皆さん(敬称略)

氏名	主な担当学区
安田 晴彦	八幡学区
鎌田 正子	八幡学区
宮尾 光栄	島学区
浜田 敏次	岡山学区
中西あさ子	金田学区
新垣 善博	桐原学区
船橋 則子	桐原学区
間瀬 寛道	馬淵学区
石橋 利一	北里学区
児玉 章宏	武佐学区
富山 郁子	安土学区
林 秀一	老蘇学区

市役所の各課と 主な業務内容 (令和2年4月16日現在)



南別館	3階	◆教育総務課 / TEL (32)3352 庶務 / TEL (36)5539 教育委員会、小中学校の予算管理などに関すること 教育施設管理 / TEL (36)5563 義務教育施設の整備・維持管理などに関すること	◆学校教育課 / TEL (36)5531・FAX (32)3352 児童・生徒の転出入、通学区域、就学援助に関すること 学校教育・教職員に関すること ◆教育研究所 / TEL (36)5574・FAX (32)3352 教育関係職員の研修・研究、適応指導教室などに関すること	4階	◆議会事務局 / TEL (36)5528・FAX (36)7101 議会運営に関すること	
	2階	◆生涯学習課 / TEL (36)5533・FAX (36)5565 生涯学習の推進、青少年の育成、中央公民館事業に関すること			3階	◆企画課 / TEL (36)5527・FAX (32)2695 地方創生、総合計画、国土利用計画、離島振興、SDGs、総合教育会議、統計などに関すること ◆行政経営改革室 / TEL (36)5599・FAX (32)2695 行財政改革、事業評価、指定管理者の選定に関すること ◆市庁舎整備推進室 / TEL (36)5577・FAX (32)2695 市庁舎整備工事の契約解除、新庁舎等の整備に関すること ◆秘書広報課 / FAX (32)2695 秘書 / TEL (36)5523 秘書および渉外、名誉市民、表彰などに関すること 広聴広報 / TEL (36)5526 広報・広聴、市ホームページに関すること
	1階	◆上下水道課 / FAX (33)1933 お客様センター / TEL (36)5548 水道の開始・休止・名義変更の受付、水道料金に関すること 経営 / TEL (36)5534 水道事業の経営企画に関すること 業務 / TEL (36)5536 水道料金に関すること	上水道 / TEL (36)5535 給水装置工事に関すること 上水道施設の工事・維持・管理に関すること 下水道 / TEL (36)5537 宅内排水設備工事に関すること 下水道施設の工事・維持・管理に関すること			◆総務課 / FAX (32)3237 人事・人材育成 / TEL (36)5554 職員の人事・給与、研修・能力開発に関すること 文書法規 / TEL (36)5558 条例・法規、訴訟・和解、情報公開・個人情報保護に関すること ◆財政課 / TEL (36)5750・FAX (32)3237 予算編成、財政計画、地方交付税などに関すること ◆管財契約課 / TEL (36)5525・FAX (32)3237 庁舎の維持管理、市有財産の管理・処分、物品の契約事務、建設工事などの入札・契約・検査に関すること ◆情報政策課 / TEL (33)3111 情報化推進、電子計算機の運営管理に関すること
ひまわり館	2階	◆障がい福祉課 / TEL (31)3711・FAX (31)3738 身体・知的・精神・発達・高次脳機能の各障がい児者、難病患者の福祉サービス、相談支援に関すること 各種障がい者手帳の交付や自立支援医療の給付に関すること 障がい者の虐待防止や成年後見の権利擁護などに関すること	◆長寿福祉課 / TEL (31)3737・FAX (31)3738 地域包括支援センターの運営、認知症施策の推進、高齢者介護予防、高齢者の権利擁護に係る業務などに関すること ◆発達支援課 / TEL (31)3734・FAX (31)3738 相談 / 0～18歳まで発達の不安や心配についての相談に関すること	本庁舎	◆まちづくり協働課 / TEL (36)5552・FAX (36)5553 コミュニティセンター、自治会など自治組織、国際交流、多文化共生推進などに関すること ◆文化観光課 / FAX (36)5882 文化振興・文化財保護 / TEL (36)5529 文化芸術の振興、文化財、史跡、伝統的建造物群保存地区などに関すること 観光政策 / TEL (36)5573 観光事業の振興に関すること ◆人権・市民生活課 / FAX (36)5553 男女共同参画・人権・法律行政相談 / TEL (36)5881 男女共同参画・人権・防犯施策の推進に関すること 消費生活センター / TEL (36)5566 消費生活の相談に関すること ◆交通政策課 / TEL (36)5515・FAX (36)5553 公共交通、市民バス、交通安全対策、自転車対策に関すること ◆環境課 / TEL (36)5509・FAX (36)5882 振動・騒音・悪臭などの対策、環境美化の推進、廃棄物の減量化・資源化の推進、火葬場などに関すること ◆選挙管理委員会事務局 / TEL (36)5543・FAX (32)8705 選挙の執行、選挙啓発などに関すること ◆監査委員事務局 / TEL (36)5519 市および財政援助団体等の監査に関すること	
	1階	◆介護保険課 / TEL (33)3511・FAX (31)2037 介護認定の申請、介護保険の資格、介護保険料の賦課・徴収に関すること	◆発達支援課 / TEL (33)8131・FAX (31)3480 事業 / 日常生活訓練と集団生活に適應するための指導に関すること(児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業)		◆福祉政策課 / TEL (36)5585・FAX (32)6518 地域福祉計画、避難行動要支援者支援、民生委員・児童委員の活動支援、戦没者遺族などに関すること ◆援護課 / FAX (32)6518 生活保護 / TEL (36)5508 生活保護に関すること 福祉暮らし仕事相談室 / TEL (36)5583 福祉の総合相談、生活困窮者の相談に関すること ◆幼児課 / TEL (36)5507・FAX (32)6518 保育所(園)・幼稚園・認定こども園の管理運営、入・退所(園)、保育料の決定・徴収などに関すること ◆子ども施設整備推進室 / TEL (36)5578・FAX (32)6518 就学前施設・放課後児童クラブなどの整備、工事・修繕に関すること ◆子ども支援課 / FAX (32)6518 子育て支援 / TEL (36)5524 子育て支援、放課後児童クラブ、子ども・子育て支援事業計画などに関すること 子ども福祉 / TEL (36)5562 児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭などに関すること 子ども家庭相談室 / TEL (31)4001 児童虐待、子育て・女性の相談に関すること	
安土町総合支所	2階	◆住宅課 / TEL (36)5511・FAX (33)1356 公営住宅の建設計画・維持管理・入居者の選定、改良住宅の譲渡などに関すること ◆農業振興課 / TEL (36)5514・FAX (46)5320 農業・水産業の振興、6次産業の推進に関すること ◆農村整備課 / TEL (36)5545・FAX (46)5320 土地改良事業、林業振興に関すること	◆商工労政課 / TEL (36)5517・FAX (46)5320 商工業の振興、雇用の促進・職業安定対策、空き家の活用などに関すること ◆安土未来づくり課 / TEL (46)3141・FAX (46)5320 地域振興 / 安土町地域内の公聴および振興、支所の維持管理、安土墓地公園の維持管理などに関すること ◆農業委員会事務局 / TEL (36)5520・FAX (46)5320 農地法などに関する許可、農業者年金などに関すること	2階	◆税務課 / FAX (33)3670 市民税 / TEL (36)5505 個人市県民税、法人市民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税に関すること 固定資産税 / TEL (36)5506 固定資産税、都市計画税に関すること ◆収納・債権対策課 / TEL (36)5504・FAX (33)3670 納税の啓発宣伝、納税相談、納税証明、滞納債権の整理回収に関すること	
	1階	◆土木課 / TEL (36)5556・FAX (32)5032 道路の整備、河川・災害復旧、河川改修事業などの推進、国道・県道・一級河川の所管機関との連絡調整などに関すること ◆都市計画課 / TEL (36)5510・FAX (32)5032 開発指導、都市計画、都市緑地保全、風景条例、屋外広告物、近隣景観形成に関すること ◆管理調整課 / TEL (36)5518・FAX (32)5032 道路・河川の管理、官民境界、地籍調査、道路法・河川法・法定外公共物に関すること	◆公園課 / TEL (36)5567・FAX (32)5032 公園の整備・管理などに関すること ◆建築課 / TEL (36)5544・FAX (36)5595 建築指導、建築物の耐震化の促進、空き家対策、市有建築物の整備および営繕業務に関すること ◆安土未来づくり課 / TEL (46)7206・FAX (46)6146 住民福祉 / 戸籍・住民基本台帳関係の受付・証明、各種税の収納、国民健康保険、後期高齢医療、福祉医療費、国民年金、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、介護保険などに関すること		◆市民課 / TEL (36)5500・FAX (33)1717 戸籍・住民基本台帳の届出等の受付、戸籍・住民票など各種証明の発行、埋・火葬の許可、個人番号カードなどに関すること ◆保険年金課 / FAX (33)1717 保険・年金 / TEL (36)5501 国民健康保険、福祉医療、後期高齢者医療、国民年金に関すること 保険料 / TEL (36)5751 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料に関すること ◆会計課 / TEL (36)5503・FAX (33)3011 市税などの公金の収納と市の支払いなどに関すること	
その他		◆シティプロモーション推進課 TEL (36)5587・FAX (32)3919 ふるさと納税、市の魅力発信に関すること ◆危機管理課 / TEL (33)4192・FAX (33)4193 (防災センター) 防災・災害対策、消防団に関すること ◆スポーツ推進課 / TEL (33)6303・FAX (33)3124 (運動公園体育館) 生涯スポーツの推進、社会体育施設の管理に関すること	◆健康推進課 市民保健センター / TEL (33)4252・FAX (34)6612 食育の推進、健康増進、健康診査、母子の健康などに関すること 0次予防センター / TEL (37)7411・FAX (37)7477 ◆学校給食センター / TEL (37)5110・FAX (37)5112 ◆近江八幡図書館 / TEL (32)4090・FAX (32)4099 ◆安土図書館 / TEL (46)6479・FAX (46)6591 ◆文化会館 / TEL (33)8111・FAX (33)8112	1階		

第4回 沖島フォトコンテスト

受賞作品が決定!

問 沖島町離島振興推進協議会 TEL(33) 9779

今年で4回目を数える沖島フォトコンテスト。「沖島の季節」をテーマに写真部門とInstagram部門にあわせて91点の応募があり、この度、受賞者が決定されました。受賞作品は沖島のPRに活用されます。



優秀賞 「日暮れ前のさくら並木」
(県知事賞) 奈良のすみちゃんさん



優秀賞 「入学式」
(市長賞) KEIさん

写真部門



佳作 「橋の上で見た夕日」
はるなさん



佳作 「路地から見える春」
KEIさん

カラーの作品はこちらで

沖島町離島振興推進協議会

Instagram フェイスブック



Instagram部門



最優秀賞 川上裕介さん



優秀賞 ruku.nyanさん



優秀賞 石川安夢さん



佳作 リッチさん



佳作 井原陸さん



光化学スモッグ・PM2.5にご注意を

問 県東近江健康福祉事務所(東近江保健所)
TEL(22) 13009
県東近江環境事務所 TEL(22) 77588
環境課 TEL(36) 5509・FAX(36) 5882

光化学スモッグとは?

光化学スモッグは晴れた日でも日差しが強く、風の弱い日に発生しやすいとされています。

自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が紫外線によって光化学反応を起こし、オゾンやその他のオキシダント(酸化性物質)を発生させ、健康にも悪い影響を及ぼすことがあります。

PM2.5とは?
大気中に浮遊している2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のこと



がん集団検診の規模を縮小します

問 健康推進課
TEL(33) 4252・FAX(34) 6612

市民保健センターで実施しているがん集団検診については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、密閉・密集・密接を避けるため、受診人数を減らし、待ち合いなどの間隔を確保して実施します(日程に変更はありません)。そのため、予約状況などにより、ご希望とは違う時間や日程をご案内する場合があります。

皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、この内容は今後の感染状況により、変更となる場合があります。
※集団検診の日程や受付方法は広報4月号と同時配布の健康カレンダーをご覧ください。



5月31日は世界禁煙デー

問 健康推進課 TEL(33) 4252・FAX(34) 6612

たばこはマナーからルールへ

改正健康増進法によって「望まない受動喫煙」をなくす取り組みが進んでいます。受動喫煙防止にご協力をお願いします。

▼改正のポイント

- ・飲食店、オフィス、商業施設、宿泊施設、自治会の集会所、コミュニティセンターなど、多数(2人以上)の人が利用する施設は原則、屋内禁煙です。
- ・屋内での喫煙には、法律などに定める基準を満たした喫煙室の設置が必要です。
- ・喫煙室を設置した場合は、施設と喫煙室の出入り口に標識の掲示が必要です。
- ・20歳未満の人は、喫煙場所への立ち入りが禁止です。

たばこの煙から

子どもたちを守りましょう

胎児や乳児を含む子どもたちは、自分でたばこの煙を避けることができません。受動喫煙をすることにより、中耳炎や肺炎、気管支炎などを引き起こすことがあります。



また、妊婦がたばこを吸うと、胎児の成長が悪くなり、低体重の赤ちゃんが生まれることがあります。ニコチンは血液に入り込むため、その母乳を飲む赤ちゃんは、吐きやすくなったり、下痢をしやすくなったりするといわれています。

たばこをやめてみませんか

禁煙の方法には、さまざまな方法がありますが、まずは「喫煙と結びついている生活パターンを変える」、「喫煙のきっかけとなる環境を改善する」、「吸いたくなったら時に代わりの行動をとる」など自力で禁煙を検討することも大切です。その他、禁煙外来の受診や、禁煙補助剤を使うなどの方法があります。自分に合った禁煙方法を選びましょう。




今日は何かあるのかな

子育て応援ひろば
5月のイベント情報

開館時間やイベント詳細は
市ホームページから確認できます。

HP 6961



日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3祝	4祝	5祝	6休	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

対象年齢の記載がないものは乳幼児が対象です。イベント名が★グリーン字は予約が必要です。施設に直接申し込みください。
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントを中止する場合があります。

施設を表すアイコン・開館日（祝日は除く）

- 八幡子どもセンター(火～土曜日) TEL (32) 6330
- 八幡東子どもセンター(火～土曜日) TEL (37) 2862
- 八幡西子どもセンター(火～土曜日) TEL (33) 0703
- 子育て支援センター「クレヨン」(月～金曜日) TEL (36) 7270
- 安土子育て支援センター(月・火・木・金曜日) TEL (46) 6400
- ほんわかの家・八幡(月～金曜日) TEL (32) 3077
- ほんわかの家・金田(月・火・金曜日) TEL (32) 3077
- あいあいの家(火・水・金曜日) TEL (31) 2677
- はちはびひろば(月・火・金・土曜日) TEL (38) 5623

第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画 ハチピープランが完成しました

問 子ども支援課 TEL(36)5524・FAX(32)6518

市では、子どもと子育て家庭にとって幸せな社会をめざし、子ども・子育て支援を進めてきました。第一期の計画期間が3月に終了したことから、今年4月からの5年間の新たな取り組みを定めた「第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画(愛称「ハチピープラン」)」を策定しました。



さまざまな角度から
検証を重ねました

学識経験者や市民代表、教育・保育関係者などで構成される「近江八幡市子ども・子育て会議」や、子どもと保護者を対象としたニーズ調査、子育て支援団体などへのヒアリング調査を実施し、教育・保育現場での課題や個別ニーズなどを把握し、計画にまとめました。



計画の愛称は「ハチピープラン」
皆さんに、より親しみを持っていただきたいという思いから愛称をつけました。「ハチピー」とは「近江八幡市ハッピーライフ」の略で、子育てガイドブック「ハチピースタイル」や子育て情報アプリ「ハチピー」などにも用いています。

151の取り組みで切れ目のない支援を目指します ハチピープランで取り組む事業を紹介しします

公園などの整備

子どもと子育て家庭を含めた市民が利用できる公園や憩いの空間づくりとして、健康ふれあい公園や運動公園、安土文芸の郷公園に遊具設置を計画しています。



教育・保育施設の整備

待機児童の解消と快適な教育・保育環境の提供をめざし、施設の整備や改修などを行います。今年4月に開園した岡山紫雲こどもみらい園に続き、桐原東小学校区に認定こども園の開園をめざします。また、老蘇こども園を改修し、乳児の受け入れもめざします。



子どもの医療費助成

小学1年生から中学3年生までの通院・入院医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減をめざします。

子育て世代包括支援センターなどの総合相談の実施

子育て世代包括支援センターや昨年12月にアクア21内に開設した「はちはびひろば」などで、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対する総合相談を実施します。

親子の絆づくりプログラム(BPPプログラム)

生後2〜5カ月の第1子の子育て中のお母さんと赤ちゃんを対象に、少し先を見通した子育ての基礎知識を学びながら、気の合う仲間をみつけ、親子のぎずなを育てていくプログラムを実施します。

お知らせ伝言板

場所	内容
費用	持物
講師	講師
申込方法	申込方法
申込締切	申込締切 / 期間

各種委員を募集します

協働のまちづくり推進委員

市民と行政などによる協働のまちづくりを推進するために、市民自治基本計画に基づき施策を実施しています。この施策の評価や検証を行う協働のまちづくり推進委員会の委員を募集します。

対 市内に在住・在勤・通学する人
募集人員 1人

委員任期 2年間(会議は年2〜3回程度を予定)

申 所定の応募用紙に必要事項を記入し、作文テーマ「応募の動機と協働のまちづくりへの期待」600字程度(様式自由)を添えて持参・郵送・Eメールで応募ください。応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

締 5月25日(月)

申・問 まちづくり協働課

TEL (36)5552・**FAX** (36)5553
HP 13769

☒ 010406@city.omihachiman.lg.jp

申 所定の参加申込書に必要事項を記入のうえ、提出してください。
締 6月3日(水)

申・問 障がい福祉課

TEL (31)3711・**FAX** (31)3738
県障害者スポーツ協会
TEL 077(522)6000
FAX 077(521)8118

地域別懇談会『20年後(2040年)のまちをみんなでカタリング2020』を開催します

市では現在、今後のまちづくりの基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」の改定および「立地適正化計画」の策定を行っています。計画の策定にあたり、市民の皆さんと意見交換を行うため、市内の各地域(中学校区)で地域別懇談会を開催します。

対 市内に在住・在勤・在学している人(各地域30人程度)

申 参加申込書をファクス・郵送・持参いただくか、もしくは参加申込書にある記載事項を明記の上、Eメールで申し込みください。

日・場 5月23日(土) 午前10時〜正午
馬淵コミュニティセンター
午後2時〜4時
桐原コミュニティセンター
午後7時〜9時

安土コミュニティセンター
5月24日(日) 午前10時〜正午
市文化会館会議室2

申・問 都市計画課
TEL (36)5510・**FAX** (36)5032

障害福祉計画等策定委員会委員
近江八幡市障害福祉計画等策定委員会で、計画素案の検討、施策の提案などを行う委員を募集します。

対 市内在住の満20歳以上の人
委員任期 令和3年3月31日まで

申 所定の応募用紙に必要事項を記入し、作文テーマ「障がいのある人が安心して地域で生活するために」800字程度を添えて、持参・郵送・Eメールのいずれかで障がい福祉課に応募してください。

締 5月29日(金)必着

申・問 障がい福祉課

TEL (31)3711・**FAX** (31)3738
HP 13464

男女共同参画市民のつどい実行委員

男女共同参画への理解を深めるため、男女共同参画市民のつどいを開催します。企画・当日の運営を行う実行委員として「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち近江八幡」を目指し、一緒に活動しませんか。

対 市内在住・在勤で満18歳以上の人(年5回程度の実行委員会を予定)

申 住所、氏名(ふりがな)、電話番号、応募動機(簡単に)を記入し、持参・郵送・ファクス・Eメールで応募ください(様式問わず)。
締 5月22日(金)

申・問 人権・市民生活課

TEL (36)5566・**FAX** (36)5553
HP 13741

☒ 011210@city.omihachiman.lg.jp

地区計画の案の縦覧を行います

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、近江八幡八日市都市計画「地区計画」の案を縦覧します。なお、この案について市長に意見書を提出することがあります。

縦覧期間 5月8日(金)〜21日(木)
土、日を除く執務時間内

縦覧場所 都市計画課(総合支所)意見の提出期間 5月8日(金)〜21日(木)

提出方法 所定の様式に意見内容と住所、氏名を記載し提出してください。

申・問 都市計画課

TEL (36)5510・**FAX** (36)5032

農地中間管理機構

貸付および借受申請書の受付

農地中間管理機構では、担い手への農地の集積・集約による効率的な利用を進めています。機構による農地の借受・貸付を希望される場合は、農用地等借受希望申込書・貸付希望農用地等の機構への申出書にて申請を行う必要があります。令和2年度の機構への受付期間は次のとおりです。

貸付の受付期間
1回目 5月7日(木)〜6月30日(火)
2回目 9月25日(金)〜11月10日(火)

※借受の受付期間は通年(随時)
受付場所 最寄りの農協各支店または農業振興課

申・問 農業振興課
TEL (36)5576・**FAX** (46)5320

滋賀県男女共同参画審議会委員

男女共同参画の推進に関する事項について、審議や調査を行う委員を募集します。

対 県内に在住・在勤・通学する人
募集人員 2人以内

委員任期 7月1日から2年間

申 所定の応募用紙と、意見書(様式自由)に必要事項を記入し、滋賀県女性活躍推進課まで持参・郵送してください。県ホームページ内からも応募いただけます。

締 5月15日(金)必着

申・問 滋賀県女性活躍推進課

TEL 077(528)3771

個人番号(マイナンバー)カードの休日交付

日 5月24日(日) 6月28日(日)

7月26日(日)

いずれも午前8時30分〜正午

場 市役所1階 マイナンバー特設窓口

平日の開庁時間(午前8時30分〜午後5時15分)に電話で予約し、当日は直接マイナンバー特設窓口へお越しください。当日は予約優先となりますが、予約なしでも状況により受け取ることがあります。

また、まだ受け取っていない通知カードの受け取りもできます。

なお、当日は証明書の発行や各種届出はできません。

申・問 市民課(予約電話)

TEL (36)5566・**FAX** (33)1717
HP 7343

農地中間管理機構 東近江窓口

TEL (22)1129

全国戦没者追悼式への参列者募集

日本武道館(東京都千代田区)で開催予定の全国戦没者追悼式に参列されるご遺族を募集します。

対 原則、戦没者(原爆、一般戦災死者を含む)の配偶者・子・父母・兄弟姉妹・孫、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者・甥姪で県内に在住の人、かつ1泊2日の団体行動ができる人

※原則戦没者1人につき1回です。2回目の参加を希望される人、また障がいがあり介助者の同行を必要とする人をお問い合わせください。
日 8月14日(金)〜15日(土)

定 50人程度(応募多数の場合は抽選)、選考結果は6月下旬に通知します。
¥ 5千円程度

※介助者の参加費用は全額自己負担となります。

申 ハガキ・ファクスに次の事項を記入して送付してください。①参加希望者の住所、郵便番号、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、戦没者との続柄、電話番号②戦没者の氏名(ふりがな)、戦没時の本籍都道府県名、陸軍・海軍の別
※しがネット受付サービスからも申し込みできます。

締 5月31日(日)(当日消印有効)

申・問 県健康福祉政策課 援護係
TEL 077(528)3514
〒520-8577 大津市京町四

「近江八幡市の環境」を公表

「近江八幡市の環境」は、環境基本条例第12条に基づく環境報告書として、市の環境の現状を取りまとめられています。市環境基本計画の進捗管理を行うため、市環境審議会による環境関連の事務事業評価結果や河川水質、大気環境、ごみの排出量、二酸化炭素排出量の推計値などを掲載しています。市ホームページ、図書館、情報公開コーナーで閲覧できます。

問 環境課

TEL (36)5509・**FAX** (36)5882
HP 13744

目が見えにくい 見えない方の相談会を開催します

日 5月22日(金) 午前9時〜正午

場 ひまわり館 相談室1

対 目が見えにくい方、見えない方やご家族

問 近江八幡市視覚障害者福祉協会 成澤さん
TEL 090(1139)9801

日・場 7月12日(日) 午前9時30分〜午後4時/守山市民運動公園

対 県内に在住の12歳以上(4月1日時点)で、身体障害者手帳を有する人、もしくは療育手帳を有するか、その取得に準ずる障がいをお持ちの人
※詳しくは、県障害者スポーツ協会のホームページをご覧ください。

丁目一「医療費のお知らせ」について

毎年6月から年に4回、3カ月ごとに「医療費のお知らせ」を送付します。このお知らせは、加入者が受診した医療機関や医療費をご確認いただき、健康や医療について関心を深めていただけるよう世帯ごとにお送りするものです。

なお、本通知は来年度(令和3年度)の確定申告で医療費控除をする際にご利用いただくことができますので、大切に保管してください。

ただし、領収書にのみ記載されている事項もありますので、領収書も処分せずあわせて保管してください。

問 保険年金課
TEL (36)5501・**FAX** (33)1717

固定資産税納税通知書などの送付

5月初旬に令和2年度納税通知書と納付書(全期一括納付)と期別(1期〜4期)をあわせて送付します。各期別時に納付書は送付しません。固定資産を共有名義で所有されている場合は、共有代表者のみに納税通知書と納付書を送付します。

共有代表者以外の共有名義人で課税明細が必要な場合は、5月中は無料で交付します。必要な人はご連絡ください。

問 税務課固定資産税グループ
TEL (36)5506・**FAX** (33)3670



図書館においでよ!

近江八幡図書館 TEL (32) 4090・FAX (32) 4099
安土図書館 TEL (46) 6479・FAX (46) 6591

5月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
					①	②
③	4	5	6	7	8	9
10	11	⑫	13	14	15	16
17	18	⑱	20	21	22	23
24	25	⑲	27	28	29	30
31						

6月1日はシステムメンテナンスのため両館休館します。



おすすめ新着本 一般書

うっせがいの『**空の目**』
村上水軍の神姫

赤神諒／著
(講談社)

1541年、西の大国・大内氏の水軍が瀬戸内の島、大三島を襲います。迎え撃った村上水軍は敗北し、総司令官である陣代の大祝安房が戦死。安房の妹・鶴姫は巫女として神に仕えていましたが、兄の仇を討つために陣代を継ぎます…。乱世に咲く悲恋を描く歴史小説。

- 『親方と神様』 伊集院静／著 (あすなろ書房)
- 『天穹(てんきゅう)の船』 篠綾子／著 (KADOKAWA)
- 『帝都地下迷宮』 中山七里／著 (PHP研究所)



おすすめ新着本 一般書

こせきゆうじ きんこ『**古関裕而・金子その言葉と人生**』

古関正裕／監修
菊池秀一／著
(宝島社)

昭和を代表する作曲家であり、NHK朝ドラ「エール」の主人公のモデルでもある古関裕而。その言葉を紹介しながら、長男である監修者が父母の思い出を綴った一冊。古関氏は、旧近江八幡市歌の作曲者でもあります。

- 『あたしの拳が吼えるんだ』 山本幸久／著 (中央公論新社)
- 『旅ごはん』 小川糸／著 (白泉社)
- 『生きるための辞書』 北方謙三／著 (新潮社)



おすすめ新着本 児童書

『**へんかしら そうかしら**』

内田麟太郎／作
(鈴木出版)

くもが空に浮かんでいます。でも描かれているのは、雲ではなく、虫のくもです。そのほか、かぼちゃがお茶を飲んでいたり、すずめがバチを持ってたいこをたたいたり、ばったがバッテリーになって野球をしたり…。見開きにわたり、奇想天外な絵と言葉を楽しむ絵本。

- 『くすのきだんちのねむりいす』 武鹿悦子／作 (ひかりのくに)
- 『ノブーナガ』 丸山誠司／作 (絵本館)
- 『ゆるびーくんゆうえんちに行く』 斉藤洋／作 (ほるぷ出版)
- 『おひめさまになったワニ』 シュリッツ／作 (福音館書店)
- 『グレタとよくばりきよじん』 ゴーイ・タッカー (フレーベル館)
- 『うさぎのバレエだん』 石井睦美／ぶん、南塚直子／え (小学館)
- 『きょうりゅうたちのおーっとあぶない』 ジェイン・ヨーレン／文、マーク・ティーン／絵 (小峰書店)

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる 臨時休館中のサービス (近江八幡・安土両館で実施)

- 時間** 午前9時30分～午後5時 (近江八幡館は月曜日、安土館は火曜日、両館とも月末最終週の水曜日を除く)
 - 貸出** 臨時休館中は、予約図書のみ貸し出しのみ行います。本の受け渡しは、通用口で行います。
 - 返却** 図書館玄関口のブックポストにお返しください。
 - 予約** 電話、ファクス、図書館ホームページで受け付けます。
- ※書名がわからなくても、こんな本が読みたい、というリクエストもお受けします。司書が選んで、用意ができましたら、連絡をさせていただきます。

※今月のおはなし会は中止します。

〈図書館でイベント等を行う 市民提案事業を募集します〉

リサイクル資料の活用により、図書館を活性化させませんか
市民公益活動団体が、市立図書館のリサイクル資料を販売し、その収益で図書館でのイベント等を実施する事業の提案を募集します。
募集期間：5月15日(金)～5月31日(日)
詳しくは、図書館ホームページをご覧ください。
URL <https://library.city.omihachiman.shiga.jp/>

ジェネリック医薬品を ご存知ですか
ジェネリック医薬品とは、これまでの効き目や安全性が実証された薬の特許が切れた後に製造販売され、国が新薬と同等と認めた安価な薬です。
新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので先発医薬品に比べ低価格です。服用されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、薬にかかる個人負担が軽くなります。
医療費が軽減されると、個人負担の軽減だけでなく、近江八幡市国民健康保険料の引き上げ抑制にもつながります。
ジェネリック医薬品への変更は、医師や薬剤師にご相談ください。
※症状や病状などによりジェネリック医薬品を使用できない場合もあります。
ジェネリック医薬品に関するお問い合わせは次のコールセンターへお願いします。
TEL 0120(53)0006
受付時間 午前9時～午後5時
土・日・祝日除く
問 保険年金課
TEL(36)5514・FAX(33)1717

安土未だづくり課
TEL(46)7206・FAX(46)6146
手話奉仕員養成講座 (前期入門編)受講者募集
聴覚障がい者などのコミュニケーション支援や交流活動を促進するため、手話や聴覚障がいについての知識とともに、手話で挨拶や自己紹介程度の会話を習得します。
日 6月11日(木)～11月5日(木) 毎週木曜日 午後7時～9時
(7月23日(祝)、8月13日(木)は除く)
内 講座のほか交流会や手話ふれあいフェスティバルなどで実習を3回行います。本講座は、2力年の講座となります。(2年度は前期入門編、3年度は後期基礎編)後期の募集は来年度に行います。
場 ひまわり館
対 市内在住、在勤あるいは在学の4月1日現在で15歳以上の人。15歳～17歳の人は、保護者の同意が必要です。手話の学習経験がない人または手話の学習経験がおおむね1年未満の人。原則、全過程を受講できる見込みのある人。
定 30人程度(定員を超えた場合は書類選考を行います)
料 無料(テキスト代は自己負担)
申 申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送・ファクス・Eメールで申し込みください。

株式会社日吉よりアルコール消毒液を 寄贈いただきました



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、放課後児童クラブおよび学校などで使用してくださいと、アルコール消毒液40リットルの寄付をいただきました。



ルで申し込みください。
締 5月22日(金)必着
※講座日程、締切日が変更となる可能性があります。
申・問 障がい福祉課
TEL(31)3711・FAX(31)3738
HP 13782
日 5月16日(土) 午前8時30分～11時
場 市役所駐車場
問 農業振興課
TEL(36)5514
FAX(46)5320
HP 7809

善意のともじび
3月19日から4月16日までの受付分
福祉基金にと
光友易字5千円
子ども発達支援センターにと
匿名2千円

今月の税・料の納付
(納付期限 6月1日(月))
固定資産税・都市計画税(全期・1期)
軽自動車税(全期)
スマホアプリでかんたん決済
HP 13488

みんなの手話 37
【出典 わたしたちの手話学習辞典】
図書館
合合わせた両手を開き(本を開く様子)四角い建物を表す
問 障がい福祉課 TEL(31)3711・FAX(31)3738